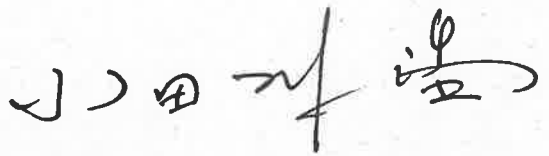




つくばみらい市規則第24号

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4年 8月22日

つくばみらい市長 

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年つくばみらい市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

埋蔵文化財専門員		1	50	1	73
歴史専門員		1	21	1	44

」を

「

埋蔵文化財専門員		1	50	1	73
間宮林蔵記念館館長		2	14	2	37
歴史専門員		1	21	1	44

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。